

第四次
北方町職員定員適正化計画
(令和6年度～令和9年度)

北方町
令和5年10月

はじめに

本町では、令和3年3月に「第7次北方町行政改革大綱」を策定し、職員・組織・仕事の質を向上させ、行政組織の総合力を高める「質的向上」に着目した改革として、「働き方改革」、「組織・人事改革」、「財政改革」「情報発信改革」を改革の柱として具体的な取り組みを進めています。

この大綱の中で、人口減少により、人材の確保がより一層困難になることが想定される中、社会環境の変化等に迅速かつ柔軟に対応していくため、持続可能な組織・執行体制の構築を図るとしています。

職員の定員管理は、健全財政確立のための財政運営上の人件費に影響する要素ではありますが、同時に行政サービスの質にも直接影響する重要な要素でもあります。そのため、定員適正化にあたっては、経費面のみに重点を置くのではなく、将来にわたり安定して行政サービスの提供ができることに留意し、令和2年度からの3年間を計画期間とした第三次北方町定員適正化計画の策定が行われました。

これに基づき、当町では職員数は目標に掲げた人数を上回ることはありませんでした。しかし、類似団体との比較においては依然として職員数が少ないこと、年々増加する業務量を行政サービスの質を落とさずに維持していくことなど、今後とも継続した定員適正化の取り組みが必要であることから、現行の計画を見直し、令和6年度から令和9年度を計画期間とする第四次北方町職員定員適正化計画を策定するものです。

職員数の現状

1. 職員数の推移

北方町では、これまでも職員数の適正化に取り組み効率的な行政運営に努めてきました。

毎年、総務省が実施している「地方公共団体定員管理調査」に基づく部門別職員数の平成27年度以降の推移は以下のとおりとなっています。業務の増加に伴う総務部門の職員を増やし、定員数の増加・維持に努めてきました。

部門別職員数の推移

単位：人

部 門		平 27	平 28	平 29	平 30	平 31	令 2	令 3	令 4	
普 通 会 計	福 祉 関 係 を 除 く 一 般 行 政	議 会	2	2	2	2	2	2	2	2
		総 務	24	26	26	27	29	28	26	27
		税 務	11	10	11	10	9	9	9	9
		農 林 水 産	1	1	1	1	1	1	1	1
		商 工	1	1	1	1	1	1	1	1
		土 木	8	9	8	7	6	6	8	8
		小 計	47	49	49	48	48	47	47	48
	福 祉 関 係	民 生	51	45	46	46	46	47	45	48
		衛 生	8	8	6	7	6	4	4	6
		小 計	59	53	52	53	52	51	49	54
	一 般 行 政 部 門 計		106	102	101	101	100	98	96	102
	教 育		24	28	28	29	25	22	22	21
	消 防					26				
普通会計計		130	130	129	156	125	120	118	123	
公 営 企 業 等 会 計	水 道	4	4	5	4	4	4	4	4	
	下 水 道	2	2	1	1	1	1	1	1	
	そ の 他	2	2	2	2	3	4	4	4	
	部 門 計	8	8	8	7	8	9	9	9	
総合計		138	138	137	163	133	129	127	132	
対前年増減数		0	0	▲1	26	▲30	▲4	▲2	5	

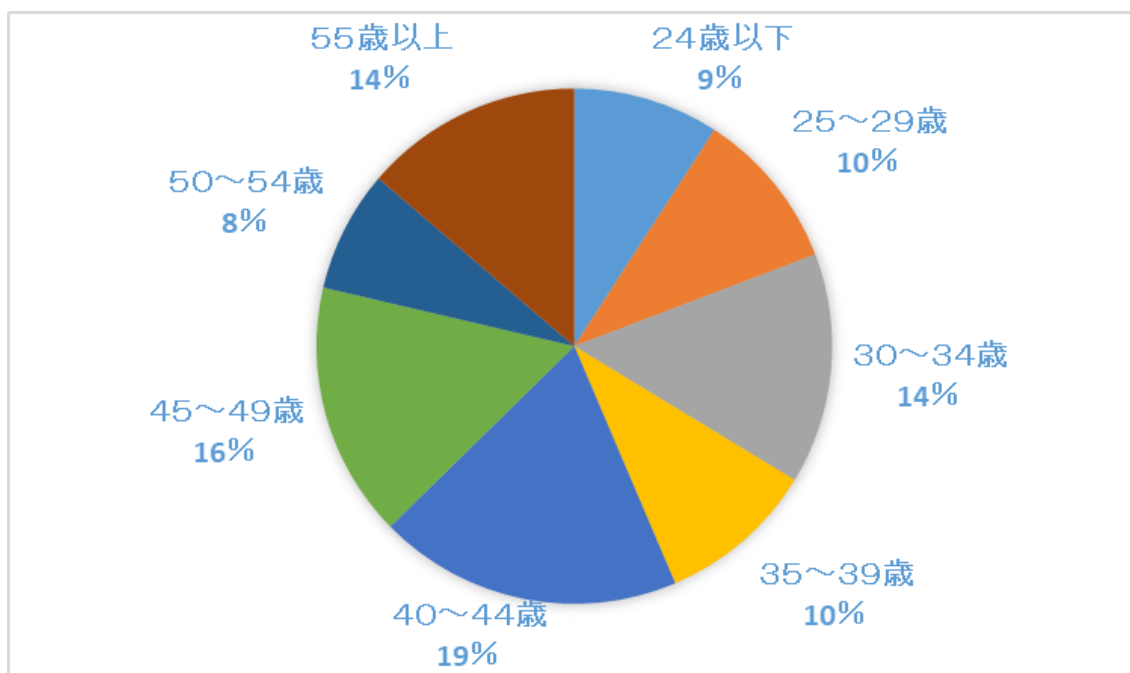
総務省 地方公共団体定員管理調査

※人数は、当該年度4月1日時点
 教育部門には教育長を含みます。

(1) 年齢別職員数の状況

令和4年4月1日現在の職員の年齢構成は、次の表のとおりです。これまでの職員数の削減は、退職者の不補充や採用抑制によるところが大きく、新規採用者が少なかったことから若年層の職員数が少なくなっています。

※特別職除く



今後の退職者数をみますと、令和6年3月31日から令和10年3月31日までの間に1名の定年退職者が見込まれます。また令和4年4月1日現在の職員の年齢構成をみますと50歳から54歳までが8%、55歳以上が14%で全職員の約2割と、高年層の職員の割合が低いことを示しています。

これは、今後若年層においても豊富な知識と経験を持った人材が早期に求められるということであり、人材の育成が重要となってくることを表しています。

退職者数の見込

年度	5	6	7	8	9
退職者数	0人	0人	0人	1人	0人

2. 部門別職員数と類似団体との比較

当町の類似団体（人口1万5千人以上2万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次80%以上かつⅢ次60%以上の団体）は、当町を含めて全国で59団体あります。民生部門については、町立保育園が4園（令和4年4月1日現在）あるため9人の超過となっていますが、他部門については、全て不足の結果となっています。

部門別職員数

令和4年4月1日現在

部 門		職員数	類似団体 職員数	増減数	
普 通 会 計	福 祉 関 係 を 除 く 一 般 行 政	議 会	2	3	▲1
		総 務	27	44	▲17
		税 務	9	11	▲2
		農林水産	1	10	▲9
		商 工	1	5	▲4
		土 木	8	14	▲6
		小 計	48	87	▲39
	福 祉 関 係	民 生	48	39	9
		衛 生	6	16	▲10
		小 計	54	55	▲1
	一般行政部門計		102	142	▲40
	教 育		21	26	▲5
消 防		-	-	-	
普通会計計		123			
公 営 企 業 等 会 計	水 道	4			
	下 水 道	1			
	そ の 他	4			
	部門計	9			
総合計		132			

※類似団体との比較は、単純値による比較。

類型別団体ごとの、中部門以上の部門別の人口1万人当たり職員数の平均値を「単純値」として算出しています。単純値は、中部門又は小部門に職員が配置されていない団体について考慮することなく集計して、平均値を算出している点で修正値と異なります。単純値は、普通会計、一般行政部門、総務、衛生といった大部門以上の大まかな状況を把握するのに適しています。

※他の市町村との比較を行う観点から、実施している事業にばらつきがある公営企業等会計部門は除外しています。

3. 県内他町との比較

県内他町との「普通会計職員数」比較では、平均より9人少なく、また「人口1万人当り職員数（普通会計）」では、平均より31.01人少ない状況となっています。また、福祉関係等を除いた「人口1万人当り職員数(一般行政)」については、県内でも3番目に少ない54.98人となっています。

県内他町との比較

団体名	人口	普通会計 職員数	人口1万人 当り職員数 (普通会計)	一般行政 職員数	人口1万人当り 職員数 (一般行政)
岐南町	26,272人	129人	49.10人	104人	39.58人
笠松町	21,985人	113人	51.39人	101人	45.94人
養老町	27,381人	250人	91.30人	166人	60.62人
垂井町	26,547人	190人	71.57人	171人	64.41人
関ヶ原町	6,645人	79人	118.88人	68人	102.33人
神戸町	18,704人	149人	79.66人	126人	67.36人
輪之内町	9,403人	89人	94.65人	83人	88.26人
安八町	14,623人	134人	91.63人	116人	79.32人
揖斐川町	19,953人	231人	115.77人	205人	102.74人
大野町	22,347人	143人	63.99人	124人	55.48人
池田町	23,186人	179人	77.20人	149人	64.26人
北方町	18,550人	123人	66.30人	102人	54.98人
坂祝町	8,023人	74人	92.23人	56人	69.79人
富加町	5,696人	68人	119.38人	59人	103.58人
川辺町	10,013人	97人	96.87人	83人	82.89人
七宗町	3,511人	72人	205.06人	64人	182.28人
八百津町	10,446人	147人	140.72人	129人	123.49人
白川町	7,634人	113人	148.02人	102人	133.61人
御嵩町	17,968人	135人	75.13人	121人	67.34人
平均	15,731人	132人	97.31人	112人	83.57人

職員数は総務省による令和4年度定員管理調査（令和4年4月1日現在）

人口は令和4年4月1日住民基本台帳人口

定員適正化計画

1. 基本的な考え方

本町における定員管理の現状については、早くから職員数の抑制に取り組んできた結果、類似団体別職員数や他町と比較においても限られた職員数で効率的な行政運営が進められているものと考えます。

しかし、少子高齢化による社会情勢の変化に対する対応や、財政状況など、町を取り巻く環境は年々厳しい状況になっています。将来的な生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の減少や、それに伴う歳入減を想定した場合、今後も職員数については慎重な対応をしていかなければなりません。

その中で、現状において北方町の職員数は他町と比較しても平均の範囲にあります。しかし、40～50代の層においては若干の年齢構成の偏在化が見受けられることから、今後は、北方町職員定数条例に基づき、年齢構成のバランスを考慮した計画的な採用が必要です。

2. 計画の期間

本計画は、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの取組目標を定めるものです。

3. 取組み目標

令和9年4月1日定数条例の141人を上回らないものとします。

4. 定年延長への対応

国家公務員の定年と同様、令和5年度から段階的に65歳まで引き上げられます。

5. 計画の見直し

この計画は現時点の状況を踏まえた目標であり、今後の退職状況や、制度改正などに応じて4年ごとに見直しを行います。

定員適正化に向けた方策

① 住民との協働の取組み

行政のあらゆる分野へ「協働」思想を浸透させるとともに、行政が単独で行うよりもより効果的なサービスが提供できるよう、その担い手となる自主的・自立的な住民団体等との協働によるまちづくりを推進します。

② 事務事業の見直し

これまで行ってきた事務事業について、改めてその目的と成果を検証し、事務作業の無駄の廃止、他業務間の連携による作業の効率化を図り、見直しに努めます。

③ 組織機構の見直し

限られた職員数で住民サービスの維持・向上を図るため、組織機構全般の総点検を行い、関連性の高い部署の統合等効率的な組織機構の見直しを行います。

④ 民間委託の推進

行政運営の効率化、住民サービスの向上等を図るため、すべての業務やサービスについて、民間の能力や専門知識、ノウハウを活用した方がより効率的・効果的に実施できると思われるものについては、外部委託や民間機能の活用を推進します。

⑤ 人材の育成

多様化する住民ニーズや社会情勢に対応するために、職員の専門的な知識の習得や政策形成能力の向上を進めていきます。また、住民と信頼関係を築き協働を進めていくために、窓口対応や電話対応など、基本に立ち返って住民への接遇や説明能力向上を図ります。